

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和3年3月29日

徳島県知事 殿

徳島県名西郡石井町石井字石井431-2  
石井町商工会 会長 遠藤 正典

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1  
石井町長 小林 智仁

令和2年3月30日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項 担当経営指導員の変更
- 2 変更事項の内容 人事異動により、担当経営指導員を 小河 清中 から 八幡 誠 に変更

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 八幡 誠

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

石井町は、吉野川流域の下流南岸に広がる平野一帯に位置し、東西約6 km、南北約5.5 kmのほぼ正方形をしており、その町域面積は28.85 km<sup>2</sup>となっている。

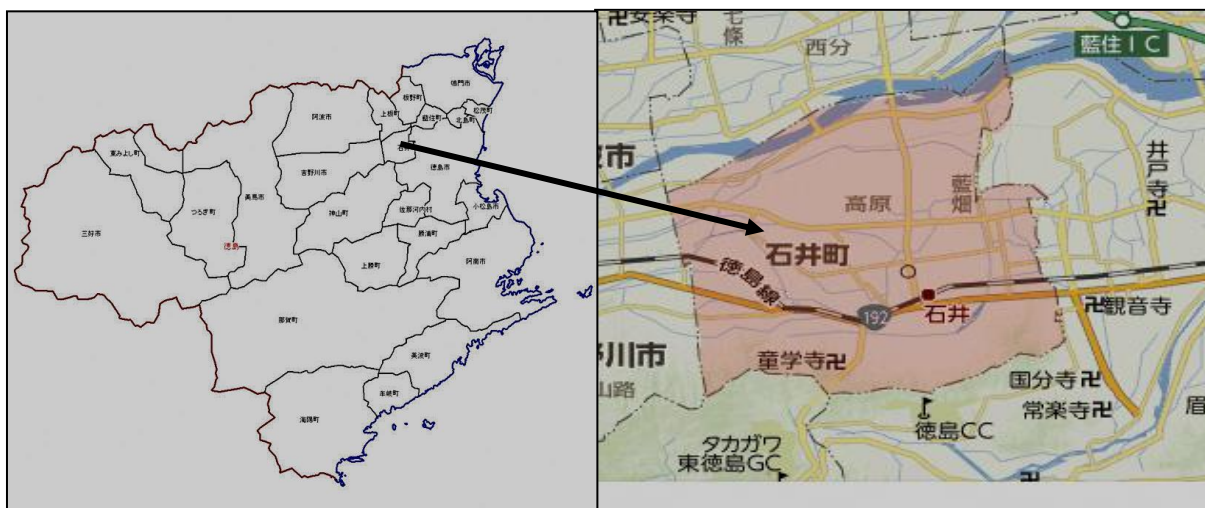
昭和30年3月、旧石井町と浦庄・高原・藍畑・高川原村の一町四村が合併して成立。

総人口25,815人・世帯数10,711世帯(令和2年1月現在)

石井町の東は徳島市(国府町)に接するほか、西は吉野川市(鴨島町)に、南は四国山脈の前山支脈の分水嶺を境として徳島市(入田町)、名西郡神山町に、また、北は吉野川を挟んで板野郡上板町にそれぞれ接している。

石井町の北側には、吉野川(別称: 四国三郎)が東西に流れ、中央付近にはその吉野川の支流である飯尾川が湾曲しながら東流するほか、町内には渡内川、江川、神宮入江川などの河川が流れるなど、水に恵まれた地形を活かし、吉野川がもたらした肥沃な広大で豊かな田園地帯が形成されている。また、町域の西から東に向かって標高200メートル前後のなだらかな山地や丘陵地からなり、緩やかな下降傾斜(標高5~12m)を描く比較的平坦な地勢となっている。全面積の約4割が農耕地である。

石井町内には、活断層であることが確実とされる「上浦―西月ノ宮断層」や推定活断層が存在し、石井町内直下地震の発生も否定できない。



【徳島県地図】

【赤色エリア 石井町】

②想定される地域の災害リスク

(洪水: ハザードマップ)

石井町のハザードマップによると、吉野川水系飯尾川、江川の浸水が発生した場合、商業地区

の約30%を超える範囲で浸水が予想されている。また、小売業の多くが立地する石井、高川原、高原地区において、最大で2.0～5.0mの浸水被害（田畑）が予想されているほか150年に1回程度起こりうる大雨により吉野川が氾濫した場合、石井町内ほぼ全域で浸水し水深は1.0～5.0mと想定される。比較的平坦な地形に、河川が分岐する流路などによる、洪水に対して特に警戒が必要である。ハザードマップにおいて想定される大雨の頻度・雨量及び主な河川における浸水想定区域は下記のとおりである。

○想定される大雨の頻度と雨量

河川名	想定した24時間雨量	想定した大雨の頻度
・吉野川	・382.0mm	・150年に1回程度
・飯尾川	・285.0mm	・50年に1回程度
・江川	・308.9mm	・30年に1回程度

○浸水した場合に想定される水深

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
・吉野川	・石井、高川原、高原、藍畑、浦庄地区町内全域	・5.0m以上
・飯尾川	・高川原、高原、藍畑、浦庄石井地域	・2.0m～5.0m未満
・江川	・藍畑、高原地区	・2.0m～5.0m未満

浸水被害が発生した場合、事業所被害の拡大が懸念される集積地域は高川原、高原地区である。

また、飯尾川周辺の高川原地区には中核ショッピングセンター等の商業を中心とした一定の集積があり、各種小売店、飲食店、理美容店、自動車整備工場、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど幅広い業種が分布している。平成23年9月の台風15号では石井町内河川が氾濫し大規模の浸水被害が発生した地域である。

浸水想定エリアを各事業所所在地のハザードマップ上で検証した結果、冠水・浸水被害の想定区域に立地する会員事業所は176社で、会員全体の36.2%に当たる。この比率のもと、地域内小規模事業者851社のうち、冠水・浸水被害の想定区域に立地する小規模事業者は約308社と推定される。

被害が想定される会員事業者数は次のとおりである。

○ハザードマップによる洪水被害が想定されている事業所数と割合

区 分	石井地区		高原地区		高川原地区		浦庄地区		藍畑地区		合 計		
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
・被害想定なし	204	94.4%	16	28.5%	30	25.6%	15	28.8%	44	100%	309	63.8%	
・被害想定あり	12	5.6%	40	71.5%	87	74.4%	37	71.2%	0	0%	176	36.2%	
水 浸	0.5m未満	6	2.8%	10	17.9%	32	27.4%	20	38.6%	0	0%	68	14.0%
	0.5m～1m	6	2.8%	20	35.7%	30	25.7%	10	19.2%	0	0%	66	13.6%
	1～2m	0	0%	7	12.5%	20	17%	7	13.4%	0	0%	34	7.0%
	2～5m	0	0%	3	5.4%	5	4.3%	0	0%	0	0%	8	1.6%
	5m超	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	小 計	12	5.6%	40	71.5%	87	74.4%	37	71.2%	0	0%	176	36.2%
合 計	216	100%	56	100%	117	100%	52	100%	44	100%	485	100%	

(土砂災害：ハザードマップ)

石井町のハザードマップによると、丘陵となっている、石井、浦庄地区一帯は、地すべり（1箇所）、急傾斜地崩壊（45箇所）、土石流（18箇所）等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、地域内小規模事業者の事業所の立地割合は低い。

土砂災害想定エリアを各事業所所在地のハザードマップ上で検証した結果、想定エリアに立地する会員事業所は7社で、会員全体の1.5%に当たる。この比率をもとに、地域内小規模事業者851社のうち、土砂災害想定エリアに立地する小規模事業者は約12社と推定される。

土砂災害が想定される会員事業者数は下記のとおりである。

○ハザードマップによる土砂災害が想定されている事業所数と割合

・土砂災害

区 分	石井地区		高原地区		高川原地区		浦庄地区		藍畑地区		合 計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
・被害想定なし	213	98.6%	56	100%	117	100%	48	92.3%	44	100%	478	98.5%
・被害想定あり	3	1.4%	0	0%	0	0%	4	7.7%	0	0%	7	1.5%
地すべり危険箇所	0	0%	0	0%	0	0%	1	1.9%	0	0%	1	0.2%
急傾斜地崩壊危険箇所	2	0.9%	0	0%	0	0%	2	3.9%	0	0%	4	0.8%
土石流危険渓流	1	0.5%	0	0%	0	0%	1	1.9%	0	0%	2	0.5%
合 計	216	100%	56	100%	117	100%	52	100%	44	100%	485	100%

(地震：J-SHIS)

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県公表）によると、当町の最大震度は7、ほとんどの地域で震度6強とされる。

1946年の昭和南海地震から70年近くが経過しており、国の地震調査委員会によると、南海トラフ全域において今後30年以内にM8以上の地震が発生する確率は70%程度とされている。

また、「四国地域の活断層の長期評価（第一版）」によると石井町北部近郊には「中央構造断層帯 讃岐山脈南縁東部」（区間長約5.2 km）が縦断しており、この断層を震源とする地震が30年以内に発生する確率は1%以下、地震の規模はM7.7程度とされている。

国の「主な活断層における発生確率のランク」は「Aランク（やや高い）」に区分されており、これは、平成28年に発生した熊本地震の震源である「布田川断層帯」の地震発生時前に評価されていた「今後30年以内に地震が発生する確率ほぼ0～0.9%」と同じランクに位置している。

石井町南部の「上浦—西月ノ宮断層」（区間長 約1.5 km）は、従来の研究・想定等において、個別に評価されていた「上浦断層」と「西月ノ宮断層」の活断層に相当し、互いに接近し類似の変更地形学的な特徴が見られることや断層の東端は沖積低地の縁に位置し西端に比べて確度が低く、地下で伸長している可能性があることから連続した断層と捉えられている。

国の「主な活断層における発生確率のランク」は「Eランク（すぐに地震が起こることが否定できない）」に区分されているが、「上浦—西月ノ宮断層」を震源とする地震が発生した場合、地震の規模はマグニチュード6.5程度となると想定されている。

石井町においては津波浸水想定の対象外地域であり津波の心配は少なく、想定される地震に対する被害想定は下記のとおりである。

#### ○地震による被害想定

石井町地域防災計画では、石井町の被害想定を徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県公表）から抜粋し、発災や時刻ごとに掲載しているが、ここでは発災の季節や時間に関わらず最小被害から最大被害までを単純に抜き出したものを次のとおり掲載する。

・石井町の想定するリスク	・被害想定
<p>○南海トラフ地震 石井町における最大震度は「7」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者数 80～130人</li> <li>・建物全壊棟数 2,000～2,100棟 （※石井町の全建物棟数：9,038棟）</li> <li>・断水人口 最大23,900人 （※断水率98%）</li> <li>・停電軒数 最大11,800軒 （※停電率100%）</li> <li>・固定電話不通 最大6,100回線 （※不通率100%）</li> <li>・避難者数 当日 最大6,100人 1週間後 最大9,300人 1ヶ月後 最大8,500人</li> <li>・帰宅困難者 780～1,300人</li> </ul>

#### ○直下型地震による被害想定

石井町地域防災計画では、石井町の被害想定を徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県公表）で用いた手法から算出した被害想定から抜粋し、発災や時刻ごとに掲載しているが、ここでは発災の季節や時間に関わらず最小被害から最大被害までを単純に抜き出したものを次のと

おり掲載する。

・石井町の想定するリスク	・被害想定
○徳島県中央構造線・活断層地震 石井町における地震の規模 マグニチュード「7.7程度」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者数 90～150人</li> <li>・建物全壊棟数 最大2,400棟</li> <li>・建物半壊棟数 最大2,600棟</li> <li>・負傷者数 480人～720人</li> <li>・断水人口 最大24,100人 (※断水率98%)</li> <li>・停電軒数 最大11,800軒 (※停電率100%)</li> <li>・固定電話不通 最大6,100回線</li> <li>・避難者数 1日後 最大7,700人 1週間後 最大10,900人 1ヶ月後 最大10,400人</li> <li>・帰宅困難者 780～1,300人</li> </ul>

(その他)

当町は吉野川流域に位置するため、昔はたびたび吉野川はん濫による洪水被害を被ってきたが、堤防工事が進んだことから現在においては、吉野川のはん濫は起きていない。しかしながら平成16年10月の台風23号や平成23年9月の台風15号の豪雨などで、町内を流れる他の河川のはん濫により建築物の浸水被害が多く発生した。当町は、県東部吉野川南岸にあたるため、年平均気温15.8℃、年平均最高気温20.0℃、年平均最低気温12.2℃と温暖で冬期の積雪はほとんどない。

平年の年間降雨量は1,743mmで、月別には台風襲来時(9月)が最も多く、12月が最も少ない。日照時間は年間1,910hrで月別では夏期(8月)が最も多くなっている。

(2) 地域内商工業者の状況(平成31年4月1日現在の本会独自調査の名簿による)

- ・地域内商工業者等数：861
- ・地域内小規模事業者数：851

【内 訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	157	157	・町内各地に点在している、ごく一部が河川沿い・山間部に立地、浸水想定区域、急傾斜、土石流の危険個所に立地している。
	卸・製造業	157	157	・町内各地に点在している、ごく一部が河川沿いで、ほぼ浸水想定外である。

	小売業	251	251	・町内に広く分布・高川原、高原地区など一部が浸水想定地区に立地している。
	サービス業・他	296	286	・町内各地に点在している、ごく一部が河川沿いに立地、浸水想定区域に立地している。
	合計	861	851	

(3) これまでの取組

1) 石井町の取組

項目	年月	備考
・防災計画の策定	平成30年3月	・改訂
・防災訓練の実施	令和2年1月19日	・年1回実施
・防災備品の備蓄、点検	令和2年2月6日点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄食料（1日分）</li> <li>・米、水、カロリーメイト、ビスケット、粉ミルク等、その他発電機、簡易トイレ、毛布、おむつ、生理用品等を備蓄</li> <li>・点検は年に1回備蓄食糧入替時に実施</li> </ul>
・町地域の災害等に関する情報の収集、伝達及び被害調査	台風等の災害時に必要に応じて随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集については災害対策本部を設置し、国、県、消防署、警察及び消防団と連携し情報収集をおこなう。</li> <li>・情報の伝達について気象情報、避難情報等を防災行政無線、いしいCATVの文字放送、石井町アプリ等を用いて住民に情報を伝達する。</li> <li>・被害状況 発災後、建物の被害調査、床下、床上浸水の状況調査等を被害の規模に応じておこなう。</li> </ul>
・住民等に対する災害広報	必要に応じて随時	・広報いしい、いしいCATV等を用いておこなっている。

## 2) 石井町商工会の取組

項 目	年 月	備 考
・事業者BCP（事業継続計画）、事業継続力強化計画に関する国、県の施策の周知	令和元年10月・11月	・事業継続計画や認定導入事例、国・県などのサポート体制について当会商工会報にて掲載し会員事業所等へ配布または経営指導員等巡回時に説明し周知をはかった。
・事業者BCP、事業継続力強化計画策定セミナーの開催	令和元年12月	・事業継続計画、事業継続力計画の内容及び策定状況や認定後の国等の支援策、計画づくりについて ・13名参加 ・講師：中小企業診断士
・損保会社（あいおいニッセイ同和損害保険(株)）と連携したハザードマップ（事業者に対する災害リスクの周知）及び損害保険への加入促進	令和元年10月～11月	・BCPの策定、事業継続力の向上について経営指導員等職員が事業所巡回時、理事会等でチラシを配布し説明
・防災備品の備蓄	年に1回点検	・ソーラーライト、コードリール、食器類、給水ポリタンク、ブルーシート、机 ・椅子、電池、スコップ、テント等（備蓄場所：石井町商工会館及び高川原倉庫）（年1回点検）
・石井町、徳島県が実施する関連セミナーや防災訓練への参加及び協力	令和元年6月・8月	・町、県主催セミナー、研修会徳島県版BCPについて理事会等で周知
・事業継続力強化支援計画策定勉強会	令和元年8月 令和2年2月	・事業継続力強化支援計画策定に向けた勉強会の実施 ・参加者：石井町職員3名・商工会6名（正副会長及び職員3名） ・専門家1名（中小企業診断士）

## II. 課 題

石井町商工会における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は以下のとおりである。

①災害リスクが事業者十分に浸透していない



リスクマネジメント支援やBCP策定支援を推進しているが、事業者の災害リスクへの理解が十分でないことから、日々の経営支援の中で、ハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発、周知がはかされていない。

②取り組み体制とマニュアルの整備不足

地域防災計画で定めた緊急時の取り組みが漠然としており、発災時になにをするのか不明確であることから、協力体制の重要性についての認識が浅く、また取組体制やマニュアルが整備されていない。

③マンパワー不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員、保険・共済に対する専門的な知識及び人員、助言をおこなえる当会経営指導員等の職員が不足している。

Ⅲ. 目 標

・地区内小規模事業者に対し経営指導員等の職員が巡回訪問、窓口相談時やセミナーを通じて、ハザードマップなどを活用して災害リスクを理解認識させ、災害時における事前対策の必要性を周知する。

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、（仮称）石井町事業継続力強化支援協議会を立ち上げ地域防災計画に対する双方の認識を深めるとともに、発災時における連絡を円滑におこなうマニュアルを整備する。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・連携先である損保会社担当者と当会経営指導員等の職員が勉強会を開催し、保険・共済に対する知識の習得や助言をおこなえるよう職員の育成に取り組む。また、連携損保会社担当者と共同で巡回指導（OJT）をおこなうことで実践に即した職員等の対応力や専門的な知識のスキルを高めていく。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
861	851	R2	5	5
		R3	5	5
		R4	5	5
		R5	5	5
		R6	5	5

○実施目標

項 目	目 的	目 標	
・事前対策の必要性を周知	・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらおう	・セミナー等の開催	・年1回

・協力体制マニュアルの整備	・当会と当町との間に発災時における連携を円滑におこなうマニュアルの整備	・協議会の開催	・年1回
・連携体制の推進	・組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援がおこなえる体制の構築	・協議会の開催	・年1回
・保険、共済に対する助言	・保険、共済に対する助言をおこなえる当会経営指導員等職員の育成	・勉強会の開催、保険会社担当者と巡回指導（OJT）	・年6回 ・延60件

#### IVその他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・地域内小規模事業者の、自然災害等に備える取り組みを支援する等の計画を作成することで、当会と当町の役割分担、体制を整理し取り組みを強化するとともに、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・小規模事業者の取り組みが進まない背景として、数ある経営課題の中で優位性が低く、ハザードマップの認識等のリスク把握も十分でないことが挙げられる。このため、経営指導員等の職員が巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、事業休業への備え、水災・地震補償等の損害保険・共済加入、情報保護等）について説明する。

・石井町商工会報や石井町広報、ホームページ、SNS（インスタグラム、ツイッター等）において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、事業継続力強化計画、徳島県版BCP認定の取得や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・連携損害保険会社である、あいおいニッセイ同和損保株式会社や中小企業診断士等、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

2) 石井町商工会自身の事業継続計画の作成

・石井町商工会は、平成29年事業継続計画を作成、直近では令和元年9月に更新をおこなった。（別添）次回（令和2年4月）計画更新を予定している。

3) 関係団体等との連携

・連携損保会社である、あいおいニッセイ同和損保株式会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者の対象地域のハザード情報レポートを作成し事業所立地場所等の災害リスクの啓発をおこない、また会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・関係機関での普及啓発ポスター掲示や、セミナー等の共催等、連携による事前防災対策を進めるとともに、人材育成やノウハウ構築に取り組む。

4) フォローアップ

・石井町事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員メンバー：石井町商工会（正副会長）、事務局長、経営指導員等、石井町産業経済課長・担当者、危機管理課長・担当者、専門家等）を開催し、事業BCPの状況確認や改善点について協議する。（年1回開催）

・BCP等作成事業者に対し、訓練実施状況や見直し状況の確認を実施する。

○小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定状況										
			BCP					事業継続力強化計画					
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
商工業者	建設業	157	157	1	3	4	5	6	1	3	4	5	6
	卸・製造業	157	157	2	3	5	6	7	2	3	5	6	7
	小売業	251	251	1	2	3	4	6	1	2	3	4	6
	サービス業・他	296	286	1	2	3	5	6	1	2	3	5	6
	合計	861	851	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25

5) 当該計画に係る訓練の実施

・前掲I.現状(1)地域の災害リスクで取り上げた自然災害(洪水・地震等)が発生したと仮定して、毎年1月第3日曜日開催の石井町防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせて石井町との連絡ルートの確認等を行う。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関へ連絡等を取り対策を進めていく。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、石井町商工会事業継続計画で定める「役職員の安否確認」、「時間外・休日の職員等の参集」に加え、参集後に実施する応急業務及び事業継続をするために優先順位が高い「非常時優先業務」のことを指し、事業継続力強化支援計画の中でおこなう応急対策は下記のとおりである。

○ 応急対策(非常時優先業務)

ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務

イ) 被害調査・経営課題の把握業務

ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を進めるためには、職員等参集者や、商工会事務所等ライフラインの確保が前提である。

② 発災直後に役職員の安否報告を行う

非常時連絡網による連絡やLINE、SNS等(YOU-OK、YAHOO!グループ、らくらく連絡網、災害伝言ダイヤル「171」、「災害用伝言板」など)を利用した安否確認をおこなう。

自分の身の安全を第一に考え、安全が確保できたら商工会として優先すべき業務に従事する。家族等の安否確認、自宅周辺の被害状況の把握や通勤の可否などできるだけ情報を集める。

③安否確認等の結果の共有及び関係機関への連絡

発災後1時間以内に安否確認結果や大まかな被害状況等を石井町商工会役職員で共有し関係団体等へ使用可能な連絡手段（事務所固定電話、個人携帯電話、LINE、メール等）でおこなう。

・報告する関係団体等：

石井町産業経済課（088-674-1118）

徳島県商工労働観光部商工政策課(088-621-2322)、

徳島県商工会連合会(088-623-2014)

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害のランク	被害規模の目安	被害の状況	想定する応急対策の内容
A	大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で3、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>③復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
B	被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> </ul>
C	ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特におこなわない</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、石井町商工会と石井町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

○被害情報等の共有期間

期 間	情報を共有する間隔
・ 発災後～1週間以内	・ 1日に4回（9時・11時・14時・16時）共有する
・ 1週間～2週間以内	・ 1日に2回（9時・14時）共有する
・ 2週間～1ヶ月以内	・ 1日に1回（9時）共有する
・ 1ヶ月超～	・ 2日に1回共有する

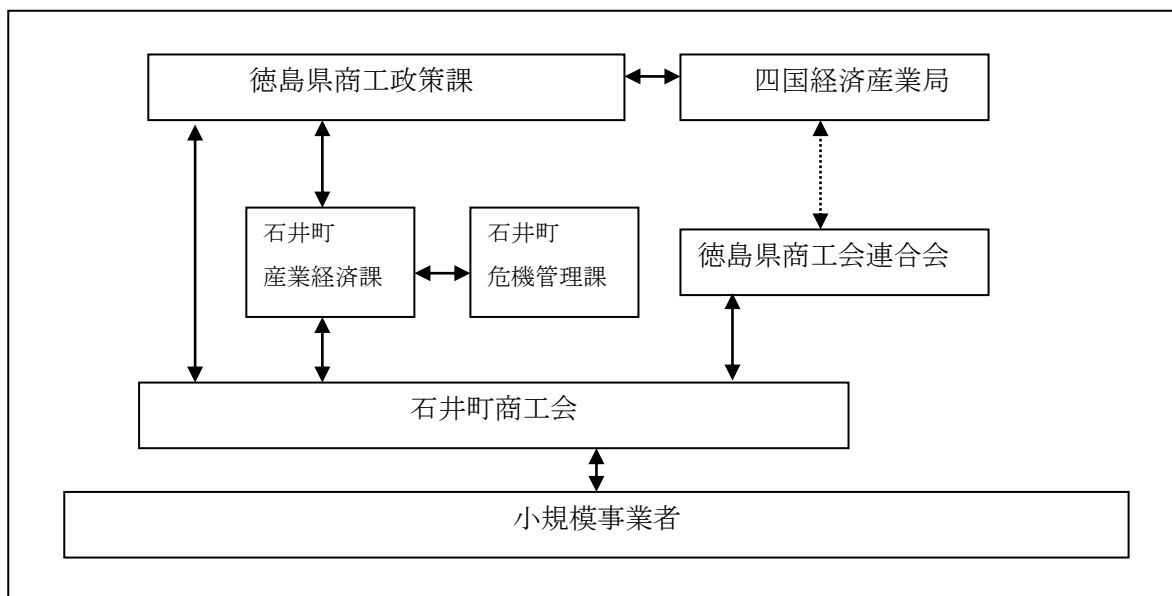
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため被災地域での活動をおこなうことについて決定する。
- ・ 被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法、石井町商工会と石井町が共有した情報を、徳島県の指定する様式で石井町商工会又は石井町より徳島県へ報告する方法を、あらかじめ確認しておく。

1) 指揮命令・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑におこなうことができる仕組みを構築する。連絡体制図は次のとおりである。

○指揮命令・連絡体制図



2) 二次被害を防止するための決定

二次被害を防止するために、被災地域での活動については、石井町災害対策本部の指示に従

い、(仮称)石井町事業継続力強化支援協議会において決定し石井町商工会へ指示をおこなう。

### 3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

#### ①被害調査(会員等被害状況調査)報告書

被害を迅速かつ的確に把握するために、会員等被害状況調査票(事業所名・業種・役所等・被害の有無・安否・事業継続・事業所・工場への被害・被害金額・商品・在庫の被害金額・機器・設備被害金額・間接被害・家屋(事業所とは別の場合、事業主の所在・要望等)を別途に定めて用いるものとする。

#### ②被害額の算定

石井町地域防災計画に基づき、石井町商工会が調査する被害のうち、被害額を調査把握するものは「事業用被害」とする。

事業用被害とは具体的には事業用建物(店舗・工場・事務所・作業場・倉庫・建物附属設備)とし、被害の程度に関わらず全壊から床下浸水まで被害区分毎として調査把握し、石井町災害対策本部への被害報告に限っては石井町地域防災計画の定めにより全壊、半壊の報告とする。

また、事業用建物以外の事業用被害については具体的には、棚卸資産(商品・製品・仕掛品・原材料)、有形償却資産(構築物・車両及び運搬具・工具・器具及び備品・機械及び装置)とする。

#### ③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業BCP策定運用指針第2版で記載されているP8-46に基づき、事業の復旧に必要な費用(直接被害)額を見積もることとし、具体的には下記を算定基準とする。

#### ○被害額の算定基準(直接被害)

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	石井町災害対策本部への報告
事業用被害 (事業用建物)	全壊	・基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等。	・事業の復旧に必要な撤去費(解体・運搬・処分費)と再調達価格を求める。	○
	半壊	・基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの。	・事業の復旧に必要な修繕費を求める。事業の復旧に直接関係しない経費は除く。	○
	一部破損	・全壊・半壊に至らない破損。窓ガラス破損程度は除く。		—
	床上浸水	・土砂等の堆積等で一時的に使用不可の		—

		浸水。		
	床下浸水	・床上に至らない程度に浸水したもの。		—
事業用被害 (事業用建物以外)	棚卸資産(商品・製品・仕掛品・原材料)	・喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの。	・仕入原価・製造原価を求める。	○
	有形償却資産(構築物・車両及び運搬具・工具・器具及び備品・機械及び装置)	・修繕又は再調達せざるを得ないもの。	・事業の復旧に必要な撤去費(解体・運搬・処分費)と再調達価格または修繕費を求める。	○

※被害額の計算では被害状況などから、修繕・調達価格などの見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において、ある程度一般的・概算的な価格にならざるを得ない

#### 4) 共有した情報を徳島県(商工労働観光部商工政策課)等へ報告する方法

石井町商工会、石井町が共有した情報については、徳島県が指定する方法により石井町もしくは石井町商工会が徳島県商工労働観光部商工政策課へ報告するものとする。また石井町商工会は徳島県商工会連合会にも報告することとする。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

##### ①相談窓口の開設

石井町商工会は石井町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、国や徳島県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はその要請に従うものとする。

##### ②地区内小規模事業者等の被害状況の確認について

発災後の時間の経過とともに被害調査の内容や確認方法を下記のとおり明確化し被害調査等を円滑に実施することとする。

##### ○時間の経過とともに必要となる被害調査、確認方法

段 階	時間の経過	被害調査の内容等	確認の方法
A	・発災直後 ～2日程度	・安否確認・人的被害の確認調査 (生存の有無・行方不明・負傷等)	・役職員を対象に携帯電話・LINE・メール等による確認。
		・大まかな被害状況の確認調査 (職員参集の可否・居住地及び周辺被害状況等)	・役職員や被災地域の事業者等を中心として携帯電話・LINEなどによる聞き取り画像による確認。
B	・安全確認後 ～7日程度	・直接被害の確認調査 (事業用建物、建物以外)	・地域内小規模事業者を対象に経営指導員等の職員



		・間接被害の大まかな確認調査 (再開の可否・商品等原材料の調達状況、風評等)	による巡回訪問等で聞き取りによる確認。
C	・発災3日後 ～14日程度	・経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	・地域内小規模事業者を対象に経営指導員等の職員による巡回訪問・窓口相談で聞き取りによる確認。
		・間接被害の確認調査 (売上の減少、経費の増加、風評被害等)	

### ③被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者へ国・徳島県等の施策（災害復旧貸付、セーフティネット保証等）について、経営指導員等の職員が事業者への巡回訪問、窓口相談等をはじめとして、石井町商工会ホームページ、商工会報、SNS、相談説明会等を通じて地域内小規模事業者等へ周知する。

また、巡回訪問、窓口相談等で施策を周知する際に地域内小規模事業者から被災に際する要請・要望がある場合は石井町商工会、石井町で取りまとめをおこない徳島県と情報共有をおこなう。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

・石井町、国や徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決めて、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石井町、徳島県、徳島県商工会連合会等に相談する。

・発災後の各種支援制度（融資制度、補助金制度等）についても、国の機関や徳島県を通じて石井町商工会、石井町で情報収集をおこない、巡回訪問、相談窓口等を活用し地域内小規模事業者への提供をおこなう。

・また、発災後の復旧・復興支援計画等については、石井町商工会及び石井町のホームページ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対し防災・減災対策についての周知を幅広くおこなうこととする。

### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表2)

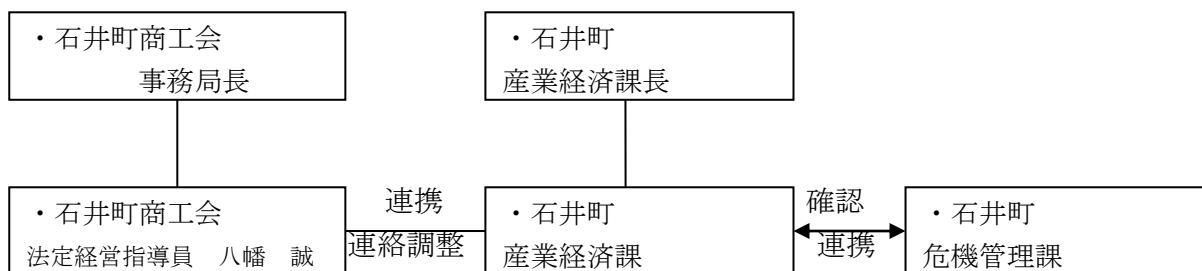
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年3月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)

○実施体制



< 石井町商工会概要 >

・地域内商工業者数：861	・会長：1名	・事務局長：1名
・地域内小規模事業者数：851	・副会長：2名	・経営指導員：2名
・会員数：485	・理事・監事：20名・2名	・経営支援員：3名
	・役員数合計：25名	・職員数合計：6名

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

石井町商工会

○氏名：八幡 誠

○連絡先：TEL. 088-674-1292

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

法定指導員を中心として、本計画の具体的な取り組みや計画を実行し、随時、地域内小規模事業者に対する災害リスクの周知を巡回時やセミナーを通じて、事業者BCP、事業継続力強化計画の策定支援や策定後の実行等、事業計画の目標達成に向けた進捗状況、フォローアップ等を四半期ごとに確認し助言支援をおこなう。

また、法定経営指導員は他の職員に対し、制度内容や事業内容・計画等についての指導及び助言をおこなうことでスキルや支援力を高め、目標達成に向けた企画や計画の実行をおこなう。

年に1回、(仮称)石井町事業継続力強化支援協議会を開催し、事業計画の進捗状況、評価や見直しをおこない改善点等を協議する。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①石井町商工会・総務課

〒779-3233 徳島県名西郡石井町石井字石井431-2

TEL : 088 - 674 - 1292 / FAX : 088 - 674 - 1401

E-mail : [tsci0400@tsci.or.jp](mailto:tsci0400@tsci.or.jp)

②石井町・産業経済課

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1

TEL : 088 - 674 - 1118 / FAX : 088 - 675 - 1500

E-mail : [sangyoukeizai@ishii.i-tokushima.jp](mailto:sangyoukeizai@ishii.i-tokushima.jp)

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	650	650	650	1,000	1,000
1. BCP等策定支援研修会開催費 ・講師謝金・旅費	150	150	150	200	200
2. BCP等策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費	150	150	150	250	250
3. 個別相談・専門家派遣 ・専門家謝金・旅費	200	200	200	400	400
4. 施策普及・啓発費 ・チラシ等印刷費	50	50	50	50	50
5. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
○連携者：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 金 田 純 一 住 所：〒770-0852 徳島県徳島市徳島町2-19-1 TEL:088-622-0317・FAX:088-626-4557
連携して実施する事業の内容
①事業所対象地域ハザードマップ情報レポートの作成及び提供 ②自然災害に関わる保険の提案及び提供と見直し（事業休業の備え・水害補償など） ③BCP策定支援研修会（役職員向け） ④BCP普及セミナー（地域内小規模事業者向け）
連携して事業を実施する者の役割
○連携者：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・徳島支店 支店長 金 田 純 一 住 所：〒770-0852 徳島県徳島市徳島町2-19-1 ○役 割： ①地域事業所の所在地のハザード情報レポートを提供し、自然災害リスクについて周知活動を実施する。 ②自然災害によって休業した場合の備えや水害などの補償について、過去の自然災害時のケース事例や取り組み、既加入保険の補償内容の点検により見直し提案等をおこなう。 ③簡易策定ツール「BCPキットくん」を活用したBCP策定支援や、策定にむけてのワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域内小規模事業者への普及活動をおこなう。 ○効 果： ①災害リスクの理解やノウハウの習得、及びBCP策定の重要性についての認識が高まる。 ②災害時の財産リスクや必要な損害金額、損害保険等の効果的な加入、資金繰り対策が身につく。 ③BCP策定に向けての基礎知識を取得するとともに、すみやかに計画策定に着手することができるようになる。

